

2025年10月29日
岩手県消費者大会基調講演

戦後80年 ～これからも平和で あり続けるために～

清末愛砂

(室蘭工業大学大学院教授／憲法学、
ジェンダー法学)

朝日新聞
朝日新聞朝刊
2022年5月3日 6時30分

突然消えた日の丸、母が激怒したわけ…そして私は憲法学者になった

「お願い、日の丸を買って、どうしても欲しいの」

清末愛砂さん(50)は40年前、当時暮らしていた山口県内のデパートで母親に懇願した。小学校2年生だった。

祝日があるたび、学校で教諭から「家に日の丸を掲げていない人は手を挙げなさい」と言われたからだ。拳を上げた児童に、教諭はただ、「ふーん」と反応した。何を言うわけでもなかったが、掲げないことが「悪」と言われているように感じられた。

最初は何人かが手を挙げたのに、次第に少なくなった。数か月後、自分ともう2人だけになった。事情を知った母は、しぶしぶ日の丸を買ってくれた。

安心した。「これで寛大としてくれる」

祝日になると、倉庫に駆け込んで日の丸を引っ張り出し、家の前に掲げた。ところが2回しか飾らないまま、日の丸はある日突然、倉庫から消えた。

2022年5月3日 朝日新聞朝刊 デジタル版

わたしにとって、戦後80年を考えるということ

それは、イコール、わたしの「母と娘の物語」
を振り返ること

わたしの誇りだった母、誰よりも愛していた母

今のわたしをつくってくれた母



突然消えた日の丸、母が激怒したわけ…そして私は憲法学者になった

有料会員記事

大澤真佳子 2022年5月3日 6時30分



グループホームに行くたびに母・愛子さんとツーショットを撮った清末愛砂さん(右)。2019年、母・愛子、本人提供



朝日新聞デジタル版
2022年5月3日

●周南市出身

●生涯忘れ得ぬ出来事：学校での日の丸掲揚調査事件（小学校2年生）と母

●トラウマ

●学校嫌いに

■子どもの成績には一切の関心を示さない母。
でも、管理教育を愚念し続けていた母。

「管理教育はやめて下さい」
「学校に子どもの心を縛り付けるのはやめて下さい」

●なぜ憲法研究者になったのか

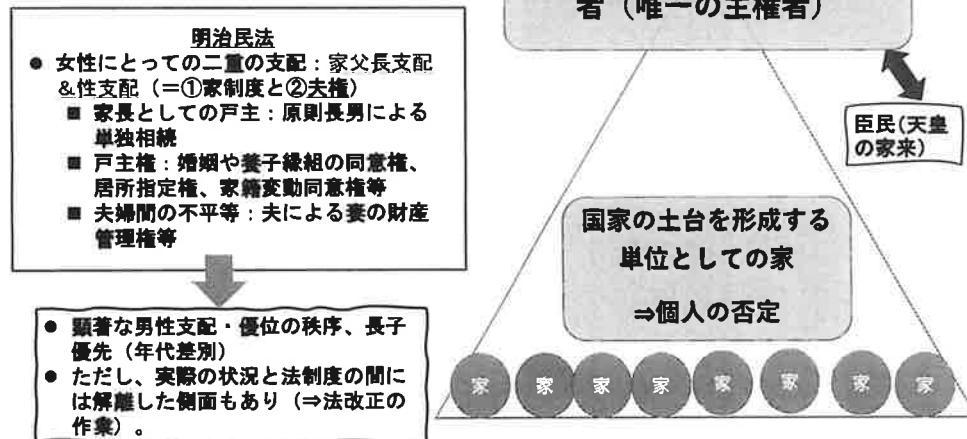
- 母の生き方からの学び：国会中継をみて、政治家の発言や行動を注視していた母。
- 「母のような人を二度と生んではいけない」という強い思い。
- 平和主義の観点から憲法24条の意義をとらえていく研究へ
- 土井たか子さん（憲法研究者、国会議員）の影響

憲法12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

国民の不断の努力：立憲主義の存在意義を追求

大日本帝国の構造



母と大日本帝国と戦後

- 1943年12月6日生まれ（大分県日田市）
- 1944年12月6日 1歳の誕生日のお祝い中に母の父（わたしの祖父）の戦死通知が届く（大分県宇佐市）。
- 母の母（わたしの祖母）とともに実家（大分県日田市）へ戻る。
- 戦死した夫の父母（わたしの曾祖父母：祖母の義父母）が日田にやってきて、母を宇佐市に連れていく。「長男の唯一の子」
- 実母（わたしの祖母）との別れと二人のその後。

憲法という言葉を目にすると、9条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）や25条（生存権、国の社会的使命）を思い浮かべる人（憲法に関心がある人）はそれなりに多い。しかし、24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）を思い浮かべる人はそれほど多くない。それはなぜなのか。

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 平和主義
- ・ 国民主権

女性にとって生きにくい社会
バックラッシュに弱い社会

- 3つの原理（↑上記）のうち「基本的人権の尊重」を最重視する日本国憲法の下にありながらも、人権のなかに「ジェンダー」意識がインプットされていない人々が多い。
- 日本国憲法の下で暮らしながらも、大日本帝国時代の家父長的メンタリティから抜け出すことができていない人々（無意識の人々も含めて）が多い。

憲法24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

24条のさし あたりの意 味

1項：①婚姻の成立にかかる憲法上の唯一の要件＝「両性の合意のみ」&②夫婦の同等の権利

*「両性の合意のみ」の意味は？（＝婚姻の自由）。女性が軽んじられていた経緯に鑑み、あえて「両性」とすることで、当事者のいずれにとっても婚姻の自由を確保しようとする。ただし、そこには時代制約性あり。

2項：家族関連の立法における憲法規範（＝「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」）を明示⇒立法府の裁量に制限をかけるため。こうして、憲法原理に基づく立法の確保をめざす。

民法の解釈基準との関係性

「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」（2条）

家制度を解体した憲法24条の起草 について

ベアテ執筆条項の一つ：18条

①家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを、ここに定める。

②これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻および家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。

（ベアテ・シロタ・ゴードン『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』（晶文社、2006年）57-58頁より）

憲法24条の起草者ベアテ・シロタ・ゴードン さん（GHQ民政局スタッフ）の思い

- ・ 社会的に弱い立場に置かれている人々への視点（ベアテ執筆条項18条や19条等）
- ・ 女性が幸せになる＝日本社会の平和

レオ・シロタさん（ベアテさんのお父さん）：ウクライナ出身のユダヤ人。
高名なピアニスト

ベアテさんはど
んな思い・視点
を持った方だっ
たのか

ベアテ執筆条項の一つ：19条

①妊婦と乳児の保育にあたっている母親は、既婚、未婚を問わず、国から守られる。彼女達が必要とする公的援助が受けられるものとする。

②嫡出でない子供は法的に差別を受けず、法的に認められた子供同様に、身体的、知的、社会的に成長することに於いて機会を与えられる。

(ベアテ・シロタ・ゴードン『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』(晶文社、2006年) 58頁より)

ベアテは家族が多様であることを前提としていたことを読み取ることができる。

日本国憲法に基づく家族法の改革

- 民法改正作業の開始：1946年7月・・・メンバーに村岡花子(児童文学の著名な翻訳者。『赤毛のアン』等の多数の翻訳書がある)や、河崎なつ(女性の参政権獲得活動家、参議院議員、大学教員。母親運動等で活動)といった女性委員が含まれる。彼女たちは家制度の存置に明確に反対。
- 日本国憲法公布：1946年11月
- 日本国憲法施行：1947年5月
 - 13条(個人の尊重と公共の福祉) (条文は次頁)
 - 14条1項(平等原則) (条文は次頁)
 - 24条(家族生活における個人の尊厳・両性の平等)
- 日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律(1947年5月3日から12月31日)
 - 家制度と夫婦の停止(憲法24条が重要根拠条文)
- 民法大改正(1947年)：親族・相続法の大改正&相続法の独立編成(第5編)
 - 民法2条(解釈の基準)：「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」
 - 夫婦間の平等、平等相続、男女の合意のみに基づく婚姻(憲法24条1項)

多面体としての24条

憲法制定当時の24条に関する学説：消極的な自由権の保障(狭い解釈)

①家制度や夫権の廃止を含む明治民法の大改正(⇒現行の家族法*)をもたらす

婚姻の自由(当事者主義)他の介入を認めない

当事者主義⇒さまざまな形態の家族のあり方を導くことも可能(日本法は特定の家族像を描いていない)
→24条2項の個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく立法

②家制度廃止以後の家族内の性別役割分担、およびそれに基づく差別や暴力の根絶を図る

家制度や夫権の廃止によって、家族内のさまざまな矛盾や人権侵害がなくなるわけではない。

ファミリー・バイオレンスの被害者を保護し、バイオレンスを根絶しようとする事＝力による支配の否定

③平和主義の柱となる条文

帝国主義・植民主義国家であった大日本帝国の軍事主義を支えた家父長支配と性支配を否定

男性支配秩序からなる軍隊/軍事組織を否定

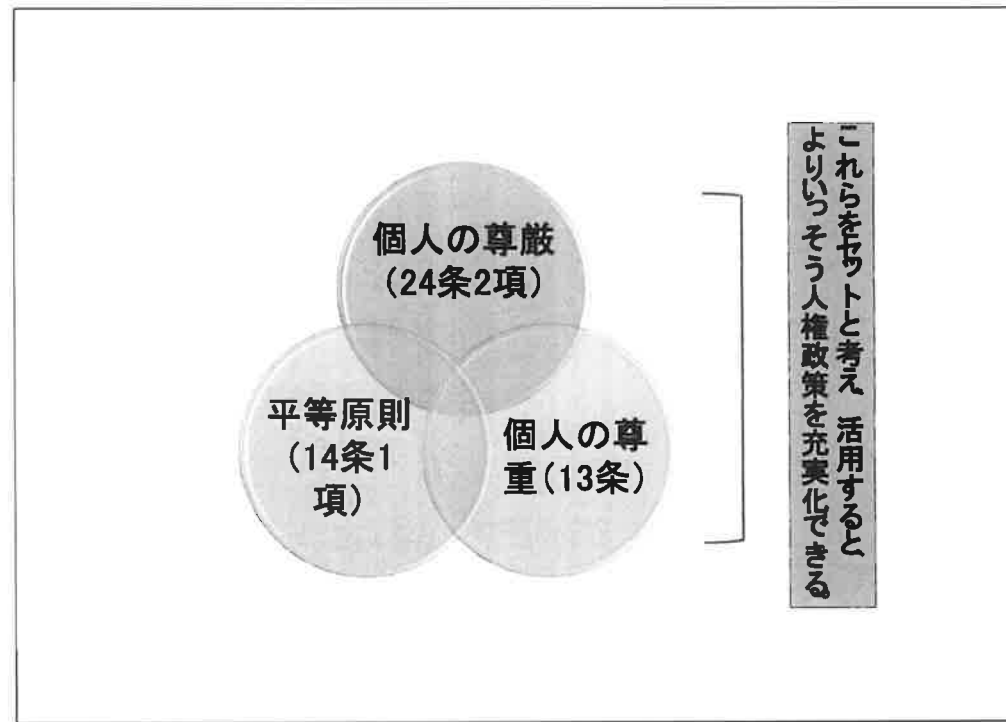
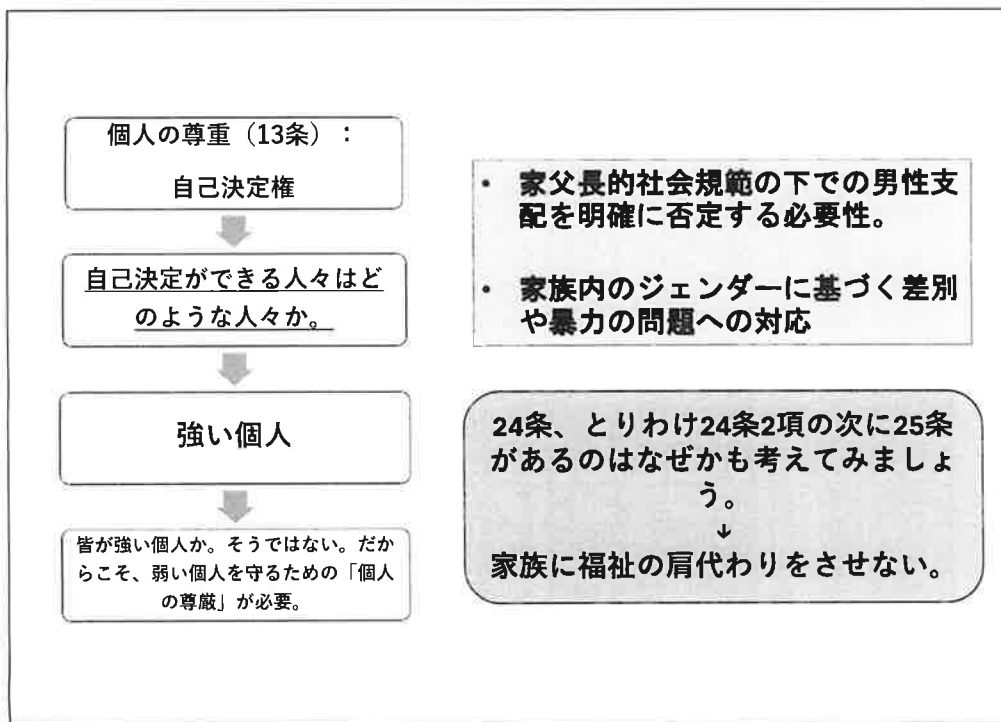
1970年代の女性解放運動や1980年代以降の女性学・ジェンダースタディーズの影響により24条の再評価

家制度との構造的関係性

なぜ憲法13条(個人の尊重)と14条1項(平等原則)だけでは不十分なのか。なぜ24条が必要なのか。

13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



参政党の「新日本憲法構想案」をめぐるいくつかの衝撃

- 2012年の自民党の憲法改正草案との類似性
- 国家 > 国民
- 第3章の国民の生活が何から始まっているのか。
- 第3章の始まりに対する反応の悪さ

高市自民党と維新の会：閣外協力⇒合意書の一部

- 戸籍制度および同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度を創設する。そのために、旧姓の通称使用の法制化法案を26年通常国会に提出し、成立を目指す。

高市首相の「ワーク・ライフ・バランス」否定発言（自民党総裁着任時）

↓

高市首相：厚生労働大臣に労働時間規制緩和を検討するように指示（2025年10月21日）

24条の平和主義的価値（力による支配の否定）

大日本帝国の帝国主義・植民地主義とそれらの遂行手段である軍事主義を支えた家父長制・家制度の否定⇒大日本帝国との決別。全体主義の否定＝均一性の否定（⇒多様性）

男性支配イデオロギーに基づく軍事組織内の秩序（＝家制度の秩序との共通点）の否定

軍事主義の維持 & 拡大が求める（公的に理想とされる）家父長制・家族主義・家族の絆（助け合い）を否定

平和のうちに生存する権利（平和的生存権）（＝恐怖と欠乏からの解放）の多様性と「個人の尊厳」「両性の本質的平等」

24条は平和的生存権や9条とともに、直球の平和主義条文

平和主義と同性婚の法制化の関係性

平和的生存権と24条の重なり

恐怖や欠乏にはさまざまな形態のジェンダーに基づく暴力から生じる恐怖や差別、貧困などが含まれる。

権威主義的環境の下での家族内の暴力こそが社会の暴力をつくる。



共同通信配信
憲法記念日用の拙稿
24条の平和主義を題材にして問題提起

←山梨日日 2025年5月6日掲載

「平和」とは、人が生きるという根本的な行為に対して、具体的な安心感を与えると同時に、人間としての尊厳をもって生きるということを肯定的にとらえる大きな安心材料を与えるもの

(安保法制違憲北海道訴訟の講演者の控訴人陳述書より)

平和的生存権とは何か

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(憲法前文2段後半)

法的性質として自由権と社会権の双方を併せ持つ。

恐怖と欠乏は多様な形態からなる。

前文：憲法の一部として法的性質を有するもの＋各条文の解釈基準としての意味



恐怖：戦争や武力行使だけではない。さまざまな形態(例：いじめ、ハラスメント、DV、性暴力等)がある。

欠乏：貧困、地域格差、情報へのアクセス等

「われら」とは誰か：「日本国民」

平和的生存権の権利主体：「全世界の国民」(人民)
適用除外を認めない。

「ひとしく」と法の支配の関係性：公平性を前提とする。
適用除外を認めない。

法の適用におけるダブルスタンダードを追求するパレスチナ人やアフガン女性たちの声。それを真摯に受け止め、公平性にこだわる必要がある。それは立憲主義の前提にあるものでもある。

平和を達成するために、憲法24条は「家族」がどのような場になることを想定しているのか。

また、そのためにどのような施策を求めているのか。

憲法9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦争は突然はじまるものではない。

- それに至るための背景や準備期間がある：帝国主義的発想、植民地支配、戦争や武力行使につながる緊張関係等。
- 加えて、軍事主義や実際の戦争・武力行使（＝力による支配）を是とする精神構造の醸成もさまざまな方法でなされていく（例：教育、ナショナリズムの手段としての国葬、恐怖心の煽りなど）

非暴力に基づく
平和主義

平和的生存権（憲法前文2段後半）



平和主義の主な柱となる24条と家族

- 差別や暴力に依拠しない（武器を用いて戦うことを選ばないことを含む）人間を育てる場
- 軍国主義やそれを支える愛国心を強いるような国家に従順に従わない人間を育てる場
- 強権的な政府を生まない努力をする人間を育てる場
- 強権的な政府が誕生してしまったときに抵抗できる人間を育てる場

憲法研究者はなぜ戦場に行くのか。そこで何を学んだのか。



憲法24条の研究と長年の紛争地でのかわりを通しての気づき：両者の交差・「戦場」が足元にある。

お花畑の安全保障論の矛盾

「力による支配」はけっして平和をもたらさない。
軍事力への信奉がもたらす不安定性



「対テロ」「自衛」ほど怖いものはない！

戦争や武力行使は「自衛」「対テロ」の名の下で正当化される。ただし、「自衛」の論理に惑わされないこと。

これらの言葉は、軍事作戦を容易に正当化する。侵略戦争よりも、残虐になる可能性がある。

現在、その怖さを見せつけられている国際社会



講演者撮影。ナープルス(ヨルダン川西岸地区)にて(2002年)

DV加害者の論理と軍事に依拠する安全保障論・侵略・占領等を正当化する「対テロ」「自衛」の論理は酷似している。

相手・相手国よりも優位に立ちたい→権力関係をつくり、相手が自分の意に背むくことをしたと考えると叩きのめす。
支配を強化する口実を作るためにさまざまに挑発もする。

権力関係を利用して満たす支配欲

DVなどのファミリー・バイオレンスの加害者論理＝心身ともに相手を支配すること

軍事に依拠する安全保障論＝軍事力で相手を凌駕すること

憲法24条の学びが必要！

憲法24条研究、DVシェルター理事、家事調停委員の経験からの学び

支配のための手段である暴力は継続的な場合もあれば、そうでない場合もある。罰+支配の怖さを思い知らせることが目的。

石破茂所感（2025年10月10日）「戦後80年に寄せて」の問題点

歴史的教訓からの学びが見えない。それゆえに、その欠如がジェノサイド発生につながっていることにも気がつかない。

小さな幸せを支える「個人の尊厳」がおびやかされない社会⇒さまざまな側面での力による支配が否定される必要性

平和主義視点からの24条研究とDV法制の学びが、イスラエルとパレスチナの関係に見られるDV加害者と被害者の論理や武力に依拠する安全保障論の本質を読み解くヒントに。

柱の1本としての24条

柱の1本としての9条

平和的生存権と憲法24条と憲法9条のトライアングル平和憲法論

様々な形態の恐怖と欠乏からの解放

土台としての平和的生存権